

令和3年度 第1回 もばら空と杜のこども園三者協議会 会議録

日時：令和3年6月19日（土）

場所：中の島保育所ホール

出席：旧五郷保育所保護者代表 2名

中の島保育所保護者代表 2名

五郷幼稚園保護者代表 2名

社会福祉法人すくすくどろんこの会 2名（理事長・園長予定者）

茂原市 11名（子育て支援課長・学校教育課長・鶴枝保育所長（旧五郷保育所長）・

中の島保育所長・五郷幼稚園長・その他事務局職員）

1. 開会

（茂原市）

皆様、おはようございます。

本日は大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより、「令和3年度第1回もばら空と杜のこども園三者協議会」を開催させていただきます。

本日は、今年度初の開催であり、新たに五郷幼稚園の保護者代表2名が参加しておりますことから一同自己紹介をお願いいたします。

<一同自己紹介>

2. あいさつ

（茂原市）

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、五郷幼稚園の保護者代表の決定後、初めて開催する協議会となります。五郷幼稚園の保護者代表におかれましては、役をお引き受けいただきありがとうございます。

また、旧五郷保育所、中の島保育所の保護者代表におかれましても、引き続きよろしくお願い申し上げます。

前回、昨年10月に開催した令和2年度第1回三者協議会では、もばら空と杜のこども園の園舎の概要や事前に実施した保護者アンケートの質疑について、協議をいたしました。

令和2年度第2回三者協議会については、本年2月に開催予定でしたが、当時は市内での新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が増加していた時期であったことから、感染症拡大防止の観点から開催を中止といたしました。

ただ、その後の開催日程等の周知について、市の対応が遅れ、特に保護者代表の皆様にご迷惑をお掛けしてしまい、お詫び申し上げます。

さて、本日の三者協議会は、「もばら空と杜のこども園のしおりについて」、「移行に関する諸事項について」、「アンケート調査の回答について」の三つの事項について協議をいたします。

なお、この三者協議会は、運営の諸事項を確認し、円滑かつ適正な引き継ぎと開園後の安定を図るため、保護者、運営事業者及び茂原市の三者により設置をし、協議を行うものです。

どうぞよろしくお願いいたします。

3. 協議事項

(1) もばら空と杜のこども園のしおりについて

(法人)

もばら空と杜のこども園の園長予定の江澤拓也と申します。

資料1のしおりについては、あくまで現時点での素案となりますので、今後、内容については修正となる場合がありますので、予めご了承ください。

資料1に基づき、主に保育時間及び保育料に関して、詳しくご説明させていただきます。

まず、3ページの「1. 利用時間について (1) 教育・保育の利用時間」ですが、1号認定の保育時間については、9時00分から15時50分となります。

2号認定、3号認定の保育時間については、標準時間は7時00分から18時00分、延長保育は18時00分から19時00分となります。短時間は8時00分から16時00分、延長保育は7時00分から8時00分及び16時00分から19時00分となります。

降園時間については、1号認定と2号認定の園児で時間を統一させており、それぞれの生活リズムに差をつけない保育が実施できるといった利点があります。

続いて、4ページの「1. 利用時間について (2) 預かり保育・時間外保育」ですが、15時50分から16時00分までの10分間については、保育料が無償となります。16時00分以降は30分につき、100円を負担していただきますが、月上限額は2,000円となります。

続いて、4ページの「2. 利用料金等について (2) 給食費」について、1号認定と2号認定の給食費は、おやつ費を含んで、月に主食費500円、副食費4,500円の負担となります。3号認定の給食費については、保育料金に含まれていますので、別途負担はありません。

続いて、5ページの「2. 利用料金等について (3) 行事活動費、(4) 卒園対策費」ですが、行事活動費については、4月から9月と10月から翌年3月の2回に分けて、各1,000円、計2,000円の負担をお願いいたします。

また、5歳児クラスの園児については、卒園対策費として毎月1,000円、年間で12,000円を徴収させていただき、卒園アルバムや卒園遠足、また、読み書き等の教材費に充てさせていただきます。

(保護者)

保育時間の変更について、検討していただくことは可能でしょうか。

旧五郷・中の島保育所を利用している保護者については、降園時間を考慮して就労先の勤務時間を調整していますが、もばら空と杜のこども園への移行に伴い、降園時間が現状より30分早まりますので、従来の保育時間内にお迎えに行けなくなってしまう保護者もいると思われますが、その場合は延長保育料が発生してしまい、新たに保護者に負担が掛かってしまいます。

保育時間の設定にあたっては、事前調査により、旧五郷・中の島保育所を利用する保護

者の就労時間を考慮した上で時間を検討していただきたかったです。

今後、旧五郷・中の島保育所の園児・保護者を受け入れるのであれば、当事者の要望を最優先に聞いていただきたかったと感じています。

(法人)

2・3号認定における保育標準時間については、法律で11時間の設定をするように定められており、それ以外の預かり時間については、延長保育事業となります。

なお、民間施設の延長保育事業については、補助金の対象事業となりますが、連続して1時間以上の事業を実施した場合と、そうでない場合とでは、前者の方が交付される補助金額が大きく算定されます。

公立施設の場合は、延長保育事業を市町村の単独事業として実施されていますが、民間施設については、法人の経営にあたり、運営の安定性という観点から、規定に基づき事業を実施して補助金を活用する必要があります。

延長保育事業の実施に係る費用について、全て法人の負担とすることは厳しいため、補助金を活用しない場合は、保護者からの実費徴収となってしまう、概算では、1人に対する1時間当たりの延長保育料は、3,000から4,000円程度となります。

保護者に多大な費用負担を掛けさせない前提で、法人経営の観点から補助金の活用を考慮したうえで、月上限額を2,000円と設定させていただきました。

また、保育標準時間については、茂原市の公立施設では、7時30分から18時30分と設定されていますが、全国的に大多数の民間施設では、7時から18時と設定されています。

以上の点を踏まえて、もばら空と杜のこども園の保育標準時間を設定させていただきましたので、提示させていただいた時間を変更することは厳しいと考えています。

(保護者)

園運営の諸事項について、保護者の要望等を考慮せずに、法人の方針を決定事項とするのであれば、この三者協議会自体が無意味なものとなってしまいます。

保育標準時間の設定や新たに発生する費用負担については、保護者に対して就労時間等の調査の実施や、検討している時間について事前に周知を行った上で決定されたものであれば、保護者も納得するのではないかと思います。

(法人)

保育標準時間の設定にあたっては、個人情報保護の観点から、法人が旧五郷・中の島保育所を利用する保護者の就労証明書等の書類を確認することができませんでした。

保育標準時間については、先程お伝えさせていただきました事情により、決定事項とさせていただきます。

ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(保護者)

体操服については、必ず法人の指定したものを購入する必要がありますか。

(法人)

体操服については、原則、3～5歳児を対象に購入をお願いさせていただきます。

なお、現在も五郷幼稚園で使用されている体操服があるとお伺いしておりますので、個別相談による継続使用の可否について、検討いたします。

(保護者)

私の上の子どもは、卒園まで旧中の島幼稚園に通わせており、閉園後、下の子どもの五郷幼稚園への入園にあたって、上の子どもの体操服の継続使用を考えていましたが、園で指定している体操服が異なっていました。

なお、五郷幼稚園に相談したところ、五郷幼稚園の体操服については、行事等の写真撮影がある場合に着用するため、2 着程度の購入は必要となりますが、普段は旧中の島幼稚園の体操服を使用して構わないという旨の回答をいただき、保護者負担を配慮した対応をしていただきました。

もばら空と杜のこども園についても、同様の対応をしていただくことは可能ですか。

(法人)

原則、登園の際は、体操服の上にスモックを着用していただきますが、法人の方針により、給食前に一度着替えをしていただきます。なお、着替える服装の指定はありませんので、その際は五郷幼稚園で使用されている体操服に着替えていただくことは可能です。

また、共通の体操服を園児が着用するメリットとして、例として園外保育で近くの公園等にお出掛けした際、その場に自園の園児だけではなく他の利用者もいた場合に、遠くからであっても職員が自園の子どもを識別しやすくなります。

また、園独自の体操服を着用することで、園児が私生活と園生活のメリハリを感じてもらえると考えています。

本三者協議会や 8 月の保護者説明会では、原則の内容についてお伝えさせていただきますが、園指定の体操服を購入していただくことは、保護者の方にとって大きな負担となってしまうことは重々承知しておりますので、その後に個別相談も対応させていただく予定です。

(保護者)

先程から、各事項について個別相談で対応するといった旨の回答をされていますが、個別相談をしたい内容は、全保護者が相談したい内容であることが多いのではないかと感じています。

例えば、園帽子について、もばら空と杜のこども園では各学年によって帽子の色が異なると伺っていますが、現在の保育所で使用している帽子が、もばら空と杜のこども園で設定されている色と似たものであれば、継続して使用することが可能であるのか等、移行する保護者の多くは同様のことを心配しております。

それに対しては、個別対応するのではなく、想定される質問についての対応を一对多で公表していただきたいです。

また、昨年 7 月に開催された保護者説明会において、園指定の体操服はシンプルなポロシャツであるため、似たものであれば代わりに使用しても構わないといった旨の説明がありました。

その後、本年 2 月に開催を予定していた三者協議会は中止となり、今の時期になって、原則は園指定のものを購入していただくと説明を受けても、保護者は納得ができません。

三者協議会では、園児、保護者が移行にあたり不安を抱かないように協議をする場だと認識していますが、先程から、決定事項についてご理解をお願いしたいといった旨の説明が多く、過去の自身の発言に責任を持っていたきたいです。

(法人)

昨年 7 月の保護者説明会から方針が変更となった訳ではないのですが、保護者への配布資料に記載する内容については、今後、法人として数十年先の運営を見据えた上での決定事項を記載する必要があります。

本日は、あくまでも原則の内容について説明をさせていただいており、先程からお伝えをしている個別対応については、移行期間を考慮した上での特別な措置となります。

三者協議会については、子どもたちが公立施設から民間施設に移行するにあたって、どのような配慮が必要か協議する場であると認識をしていますが、協議にあたっては、まず今後の原則を決定してから、移行期間となる公立施設の園児、保護者への対応について協議をさせていただきたいと考えていました。

なお、事前にその旨の説明をしていなかったことで、皆様に不安を抱かせてしまい申し訳ありませんでした。

(保護者)

法人として数十年先を見据えて、まず原則を決定した後に移行期間の方への対応を決定したい旨については理解いたしました。

ただ、原則と移行期の方とで異なる対応になるといった旨について、分かりやすく保護者に周知できるような資料を別途用意する必要があり、本日はその資料に基づき、事由別に移行期の子ども用と新規入所扱いとなるその下の子ども用等で分けて、説明をしていたきたかったです。

(法人)

法人の対応について、内容が保護者の皆様に十分に伝わるよう努めさせていただきます。

(保護者)

保護者説明会の対象者については、全員が移行期の方となりますが、その場で原則は園指定の体操服の購入が必要となると説明をしてしまうと、保護者は必ず購入をしないといけないと勘違いしてしまいます。

移行期の子どもや保護者については、移行にあたり、様々な不安を抱えているため、全体への説明にあたっては、三者協議会での保護者代表からの意見に対する回答や、移行期の方と新規入所の方のそれぞれの対応について、お伝えして頂ければ保護者も安心すると思います。

(保護者)

何点か質問させていただきます。

まず、もばら空と杜のこども園のしおりについてですが、公立保育所のしおりと異なる点がいくつかあります。

例えば、災害時の対応について、資料 1 のもばら空と杜のこども園のしおりの素案は、

公立保育所のしおりと比較して内容が省かれている部分がいくつかあります。園に預けている子どもが病気になった際の保護者の対応については、仕事中の保護者が最も心配に感じる部分だと思われますが、公立保育所のしおりには、その際の保護者のお迎えが必要となる基準や提出書類に関する事、また次回の登園が可能となる条件等について、具体的に記載がされていますが、もばら空と杜のこども園のしおりには同内容についての詳細が記載されていません。

続いて、行事活動費及び卒園対策費の内訳をお伺いしたいのですが、系列園における昨年度の使途内訳が分かる資料について、8月の保護者説明会で保護者に配布することは可能ですか。

続いて、肖像権の使用について、保護者から同意が得られない場合は、行事等の参加ができないことがあるといった旨の記載があり、肖像権の同意については、その保護者及び子どもの任意ではありますが、原則、子どものお預かりにあたり差別が生じてはいけないと思います。この記載内容の主旨について伺います。

続いて、重要事項説明書について、公立保育所のものには苦情関係の問い合わせ先が記載されており、入所説明会時に保護者に配布されていますが、参考資料として、ほのおかこども園のものを8月の保護者説明会の際に配布していただくことは可能ですか。

続いて、慣らし保育については、子どものことを考えて必ず実施するべきだと思いますが、3～5歳児についても全員が対象になるのですか。

(法人)

ご質問について、順を追って回答させていただきます。

まず、園児の発熱時やアレルギー発生時の対応等については、追加資料を8月の保護者説明会で配布させていただきます。

続いて、行事活動費及び卒園対策費の内訳が確認できる資料について、過去の系列園のものを8月の保護者説明会の際に、保護者に配布させていただきます。

なお、昨年度の行事活動費及び卒園対策費については、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年通りの使途ができなかったことから、参考資料としては不十分であると思われますので、当日に配布していただく資料については、一昨年のものでよろしいですか。

また、3～5歳児を対象とする慣らし保育については、原則、旧五郷・中の島保育所から移行した園児は実施いたしません、園の判断により実施させていただく場合もあります。

(保護者)

もばら空と杜のこども園への移行後もコロナ禍が収束するとは限りませんので、配布していただく費用内訳の資料については、コロナ禍のものと、コロナ禍以前のものを配布していただけますか。

両資料を保護者に確認して頂いた方が、費用の使途について、よりイメージしやすいと思いますので、可能であればご対応をお願いいたします。

(法人)

費用内訳の資料については、コロナ禍以前、以後の資料をそれぞれ保護者に配布することは可能です。

また、肖像権の同意による行事参加の可否について、補足させていただきます。

資料1のしおりには、肖像権の同意が得られない場合、行事等の参加ができないことがあると記載させていただいておりますが、実際の対応としては、肖像権の同意を得られない園児については行事等に参加すること自体は可能ですが、その際の写真撮影に参加することができないといった対応になります。しおりの記載内容について、保護者にその旨が伝わるよう修正させていただきます。

続いて、運営規定及び重要事項説明書について、当法人は書類を一本化しており、法人のホームページに各園のものを掲載させていただいておりますので、よろしければご確認ください。

また、8月の保護者説明時に参考資料として他園のものをご用意させていただきます。

(2) もばら空と杜のこども園への移行に関する諸事項について

(茂原市)

議事について説明をさせていただく前に、本年2月の三者協議会でお伝えする予定でした五郷保育所の閉園に伴う代替保育についてお話させていただきます。

代替保育については、現在、鶴枝保育所等の公立保育所で実施されていますが、各所長より、現時点で特に大きな問題もなく、保育を行うことができていると伺っています。

保護者の皆様におかれましては、代替保育の実施にあたり、ご理解とご協力を賜りまして御礼申し上げます。引き続きよろしくお願いいたします。

また、令和3年2月5日付で法人と茂原市とで、(仮称)南部認定こども園の運営に係る協定を締結し、これにより園名が「もばら空と杜のこども園」に決定したことを改めてご報告させていただきます。

それでは、資料2に基づき、議事の説明をさせていただきます。

まず、もばら空と杜のこども園への移行に関する諸事項(旧五郷・中の島保育所)について、説明いたします。

移行となる在園児については、新たに入所の申し込み等の手続きは必要ありませんが、法人に園児の児童票等の個人情報を引き継ぐことになりますので、個人情報使用承諾書の提出が必要となり、その同意をもって入園が決定となります。書類については、9月に配布させていただきます。

移行を希望されない方については、個人情報使用承諾書にその旨を記載した上で提出していただき、併せて他園への入所申し込みの手続きをしていただきます。

なお、入所申し込みの手続きにあたり、各所長と移行期の保護者への配慮について協議いたしまして、旧五郷・中の島保育所の園児については、他の公立保育所に新規で申し込みをする方と異なる方法で受付をさせていただく予定であり、詳細については、別途お知らせいたします。

続いて、開園までのスケジュールについて、お伝えいたします。

8月に市民室(※後日、中央公民館に変更となりました。)で保護者説明会を開催する予定です。

9月に個人情報使用承諾書を配布させていただきますので、先程の説明のとおり提出をお願いいたします。

なお、転園を希望する方については、個人情報使用承諾書の提出に加えて、11月に入所申し込みの手続きを行っていただく必要があります。

来年1月頃より、移行する園児のうち、法人にアレルギーや疾病等の相談を希望される方を対象として、面談を実施する予定です。

3月18日に各公立保育所の卒園式及び中の島保育所の閉所式を行います。

3月31日に各公立保育所の保育が終了となります。

4月1日より、もばら空と杜のこども園で保育が開始されます。なお、初日は引継ぎ業務等の関係により、保護者には可能な限り短時間保育をお願いさせていただく予定です。

4月5日より、1号認定の新学期が開始されます。

続いて、もばら空と杜のこども園への移行に関する諸事項（五郷幼稚園）について、説明いたします。

基本的な内容としては、旧五郷・中の島保育所と同様になりますが、1号認定については、登降園にあたり送迎用の園バスが運行されますので、利用を希望される方は、事前に利用申込書の提出をしていただき、法人と乗降場所等の協議を行います。

続いて、3.公立保育所・幼稚園の主な変更点について、ご説明をさせていただきます。

No.1 預かり保育について、時間は資料のとおりですが、1号認定については教育標準時間が15時50分までとなりますので、現状と比較して預かり時間が長くなります。

それに伴い、2・3号認定と同様におやつや午睡が実施されます。なお、午睡にあたっては、保護者に布団を用意していただきますが、五郷幼稚園では午睡を実施していないため、布団をお持ちでない方もいると思いますので、法人による布団の無償貸出の実施を検討しています。

No.2 延長保育事業について、資料のとおり実施いたします。

No.3 園バスの運行について、1号認定は送迎用の園バスを利用することが可能です。料金は、登園・退園を利用して月額1,500円になります。運行ルートについては、利用者の意向を踏まえて、これから決定いたします。

No.4 門の施錠について、登園・退園の際にカードキーを使用していただきます。なお、カードキーについては、各世帯に2枚配布させていただきます。

No.5 制服・体操服について、資料のとおりになります。

No.6 園バッグについて、2歳児クラス以上はリュックをご用意していただきますが、園指定のものではなく任意のもので構いません。なお、公立施設から移行する園児については、現在、使用しているバッグを引き続き使用することも可能です。

No.7 保育用品について、資料には、カラー帽子、出席ノート、出席ノートシール、お誕生日カード、道具箱、お絵かき帳、粘土等については、園指定のものを購入していただく旨を記載させていただきましたが、令和4年度に5歳児クラスを利用する園児については、移行期間を設ける予定であり、粘土ケース、はさみ、粘土板、お道具箱については、現在の園で使用しているものを法人に譲渡しますので、希望する方は引き続き使用していただく構いません。また、カラー帽子については、議事3で詳細を説明させていただきます。

No.8 毎日の持ち物について、タオルは衛生管理の観点から、法人が用意したペーパータオルを使用するため、現在のように保護者がグループタオル、おしぼりを用意していただく必要がありません。

No.9 お箸セットについて、2歳児クラス以上は、スプーン・フォーク・箸の3点がセットになったものを用意していただきます。

通常、公立保育所の3歳児クラスの園児については、これからお箸セットを購入していただきますが、旧五郷・中の島保育所の3歳児クラスの園児については、移行に備えて、あらかじめ各所長より3点セットの購入をしていただくよう説明をさせていただいています。

No. 10 布団について、園が業者にクリーニングを依頼しますので、保護者は肌掛けとカバーのみを週末にお持ち帰りしていただきます。

No. 11 主食について、公立保育所は副食給食のため、毎日ご飯を持参していただいておりますが、もばら空と杜のこども園では、炊飯施設が設備されるため、現状と比較して、給食費が500円の増加となりますが、園から主食と副食が提供される完全給食となります。

No. 12 午前と午後のおやつについて、先程の説明のとおり、1号認定にも2・3号認定同様におやつが提供されます。

No. 13 土曜日のおやつについて、公立保育所では土曜日保育の際、保護者におやつを持参していただいておりますが、もばら空と杜のこども園では園が用意いたします。

No. 14 哺乳瓶について、公立保育所では保護者に毎日持参していただいておりますが、園に設置する機器により、哺乳瓶を洗浄、消毒を行いますので、移行後は持参していただく必要はありません。

No. 15 園で発熱した場合について、園には看護師が配置されますので、園児の健康状態を看護師が確認し、その後に保護者に連絡をします。

No. 16 写真販売について、業者委託により写真のインターネット販売を行います。現在、ほのおかこども園でも実施されており、購入の手続き等については、同様の対応となる予定です。

No. 17 ホームページについて、現在、法人のホームページに各園の日々の保育や給食の様子を掲載しています。よろしければ、ご覧いただければと思います。

No. 18 クラスの名前について、現在の公立施設のクラス名から変更となる予定です。

No. 19 保育料等徴収方法について、公立施設と同様に口座引き落としとなりますが、法人の指定金融機関に改めて登録をしていただきます。お手数をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。

No. 20 卒園対策費について、5歳児クラスの園児は、月額1,000円を徴収いたします。

No. 21 配信メールについて、現在、保護者には公立施設の配信メールシステムの登録していただいておりますが、改めて法人が扱っている配信メールシステムに登録していただきます。お手数をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。

No. 22 アレルギーについて、公立施設では、例年12月頃に各園児が病院から発行される診断書に基づいて面談を行っていますが、法人が作成する献立については、公立施設と異なり卵と牛乳が入るものになり、年2回、診断書をご用意していただき、専門の栄養士、看護師、担任の先生等で面談を行います。ご協力をお願いいたします。

No. 23 避難場所について、園庭となる予定です。

(保護者)

もばら空と杜のこども園への移行を希望しない場合、転園にあたり「茂原市保育所等利用調整基準」に基づき優遇をしていただけると伺っていますが、必ず第1希望の園に転園ができる訳ではないということですか。

(茂原市)

転園希望の方については、優遇措置として、「茂原市保育所等利用調整基準」に基づき、市で行う入所調整時に2点の加点をさせていただきます。

なお、本年2月に実施した移行に関する保護者の意向調査結果では、第1希望の園への転園が厳しい方もいるのではないかと思います。

(保護者)

2点の加点のみであれば、優遇措置として不十分な方もいると思います。

今回の優遇措置の点数は、すでに兄弟姉妹が在園している方が受けられる点数と同じであるため、仮に同一点数の方が、ひとり親世帯だったり、世帯収入の合算が低い場合には、そちらの方が優先入所となってしまうことから、必ずしも希望した園に転園することはできないため、優遇措置については、別の方法を検討していただくことはできないのでしょうか。

また、統廃合の対象施設に勤務されている職員については、施設の閉園後に他の施設に配置されることから、現状より園児の受け入れ枠が増えるのではないのでしょうか。

(茂原市)

優遇措置について、この場ですぐに2点加点以外の方法を提示することはできません。

また、統廃合に伴う保育士の再配置について、会計年度任用職員は本人の希望により、もばら空と杜のこども園に移行となりますが、正規職員は他の公立施設に異動となります。

園児の受け入れにあたっては、国で定められている運営基準において、配置する保育士の人数以外に、保育面積についても基準が設けられているため、園によっては、これ以上、受け入れができない場合もあります。

保育士の再配置については、より多くの園児・保護者が第1希望の園に転園ができるよう可能な限り対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(保護者)

園が提供するミルクは粉タイプのものでしょうか。

(法人)

現在、系列園では衛生管理の観点から、キューブタイプのものを使用していますが、最近は新型コロナウイルス感染症を考慮して液体タイプのものを併用しています。

(保護者)

保育料には、ミルク代が含まれていますか。

(法人)

含まれています。

(保護者)

茂原市における公立保育所のメリットとして、年度途中入所の予約に対応していることが挙げられると考えていますが、もばら空と杜のこども園についても同様の対応をしてい

ただけますか。

(法人)

原則、私立では年度途中入所の予約は行っておりませんが、すでに兄弟が在園している場合もありますので、茂原市と十分に協議をしたうえで、8月の説明会までには回答させていただきます。

(保護者)

園バスについては、乗降場所や時間等の条件が合えば、2・3号認定も利用することができますか。

(法人)

園バスの運行については、原則、1号認定を対象としますが、保護者の送迎が困難な場合等については、事前相談により2号認定に限り対応させていただく場合もあります。

(保護者)

登降園の際、日によって送迎する保護者が別である家庭については、カードキーを2枚以上配布していただくことは可能ですか。

(法人)

カードキーの配布枚数については、基本2枚としていますが、それ以上の枚数を配布するは可能です。

配布にあたっては、あらかじめ貸出料金として2,000円を徴収し、卒園時の返却の際に、料金を全額返金させていただきます。なお、カードキーを紛失した場合は、料金を全額負担していただき、再発行させていただきます。

なお、カードキーは全てIDにより管理しているため、紛失した際は効力を失効させていただきますので、例えば、第三者が保護者に成りすまして園に入るようなことはできません。

また、カードキーについては、タッチ式のものとなる予定です。

(保護者)

布団については、具体的にどのようなものを用意すればいいですか。

(法人)

布団については、敷布団、カバーに加えて、夏はタオルケット等の夏掛け、冬は毛布をご用意していただきます。週末には、保護者にカバーのみをお持ち帰りいただき、布団は業者委託によりクリーニングをします。

また、仮にコロナウイルスやノロウイルス等の感染症を発症した園児の布団については、カバーや上掛けを含めて、業者委託により熱処理や乾燥を行います。

(保護者)

園での写真については、どのような場面で撮影をしますか。五郷幼稚園では、普段の遊

びの場面等、特別な行事以外にも日常の様子が窺えるような写真についても撮影していただいていますので、同様の対応をしていただけると有難いです。

(法人)

行事等の写真については、基本的には業者による撮影となりますが、日常の園生活の写真については、園の職員が撮影を行い、年2回程度の販売をいたします。

(保護者)

登園の際、カードキーを所持していない保護者が同伴する場合は、どのように対応したらよいのでしょうか。

(法人)

門に設置されているインターフォンにより職員にお声掛けいただければ、開門させていただきます。

なお、原則は送迎の同伴者は保護者とさせていただき、やむを得ずファミリーサポートセンター等、第三者が送迎する場合については、事前に園にその旨をお伝えください。また、普段送迎していない祖父母等が送迎する場合についても、可能な限り園に事前に顔合わせをしていただきたいと思います。

また、友人の保護者が自身の子どもと一緒に園児を送迎する場合については、申し訳ありませんが、保護者に事実確認の連絡をさせていただきますので、ご了承ください。

小学生くらいのご兄弟による送迎については、お断りさせていただきますので、お願いいたします。

(3) アンケート調査の回答について

(茂原市)

No. 1について、公立施設と同様に3歳児クラス以上の保育料は、幼稚園・保育所とも無償、0～2歳児クラスも現在と同様の金額になります。

なお、1号認定の給食費については、公立保育所と同様の基準により、第3子以降は減免となりますので、対象の保護者に対して個別に説明させていただきます。

また、保護者の就労状況に応じて、年度途中で認定区分を変更することは可能です。

No. 2について、資料には年度途中入所の予約は公立保育所のみと記載させていただきましたが、先程のとおり、対応について法人と協議させていただいた後に8月の保護者説明会までに回答させていただきます。

No. 3について、行事活動費として年間2,000円を徴収させていただき、それ以外の徴収はないため、公立保育所のように行事によっては追加で別途徴収するというようなことはありません。

No. 4、5について、先程ご説明させていただきましたとおりです。

No. 6について、もばら空と杜のこども園は、1階に床暖房を設置しており、2階は1階の余熱で温まるため、2階には床暖房は設置しない予定です。

また、園に清掃業者は入りませんが、園独自の衛生管理マニュアルに基づき、掃除、消

毒等を行い衛生管理に努めます。

No. 7について、保育参観の実施やホームページ等を通じて園生活の様子を周知させていただきます。

No. 8について、当法人は食育にも力を入れていますので、園児により個別の対応をしていきます。また、様々な食育を通じて、園児の食への興味を引き出していきたいとことです。

No. 9、10 について、先程の説明のとおりとなります。

No. 11 について、中の島保育所の職員についても、旧五郷保育所の職員と同様に本人の異動希望により、もばら空と杜のこども園に異動となります。

No. 12について、資料のとおりとなります。

No. 13について、保護者の皆様にご心配をお掛けいたしましたことを深くお詫びいたします。もばら空と杜のこども園の移行にあたり、園児、保護者に最大限の配慮をしていきたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

No. 14について、駐車場は、旧五郷保育所の正門前の道路を隔てた場所に整備する予定であり、同敷地については、現在は園舎の建設業者の事務所が設置されています。

登降園の際には、駐車場から園舎まで安全に移動ができるように配慮いたします。

No. 15 について、昨年 10 月に開催した三者協議会により、園名は法人の意向により決定させていただきました。

No. 16～22について、保護者の皆様より、現在抱えている不安な気持ちや、子どもたちへの思い等、様々なご意見をいただきました。皆様のご意見を受け止め、善処してまいります。

No. 23について、災害時の保護者への引き渡しマニュアルについては、現在、作成中であるため、まだ提示することができません。

写真については、業者は決定していますが、詳細については協議中のため、決定次第、お知らせいたします。

看護師については、園に常駐となる予定です。

もばら空と杜のこども園の移行にあたり、新たに掛かる費用や購入する保育用品等が確認できる資料、また、移行期の方への保育用品等の貸出等の配慮について、可能な限り保護者にとって分かりやすい資料作りに努めますので、よろしくお願いいたします。

園帽子については、先程の説明のとおりです。

もばら空と杜のこども園に配属となる職員の事前紹介については、園長予定者は、本日、ご出席いただいている江澤先生となりますが、その他の職員については、現職との兼ね合いもあり、9月の時点で紹介することは難しいと考えています。

公立施設から、ほのおかこども園に移行した保護者に対してのアンケートについて、実施は考えておりません。なお、江澤先生は、現在ほのおかこども園の副園長をされていますので、保護者からの要望等について直接伺っており、保護者に寄り添いながら、より良い園運営のために改善に努めているところです。

また、法人より、移行期の保護者の皆様を対象として、ほのおかこども園の施設見学会を実施したい旨の意向があるとのことですので、詳細が決定次第、別途お知らせいたします。

登園時の園児の引き渡しにあたっての図面等の作成について、資料のとおりです。

他園へ転園を希望する移行期の保護者に対しての優遇措置については、先程のとおり、

最大限の配慮をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(保護者)

もばら空と杜のこども園の開園式、入園式は行いますか。

また、園の整備後に園児、保護者を対象として、施設見学会や職員の紹介等をしていただきたいです。移行期の子どもたちは、代替保育等により、度重なる環境の変化に負担が掛かってしまっているのではないかと思いますので、もばら空と杜のこども園への移行にあたっては、子どもたちへの配慮として、事前に新しい施設や職員を知り、もばら空と杜のこども園が楽しい場所だと認識してもらいたいと考えています。開園日から急に環境が変わるのではなく、事前に新しい園に慣れた状態で移行をすることができれば、ありがたいです。

(法人)

職員の事前紹介について、11月頃に園の設置認可に係る申請手続きを行いますので、それに伴い、職員については決定していますが、各々、前職の退職にあたって様々な理由があったりしますので、その中で、次の職場が公表されてしまうことで、問題が起きたりする場合も考えられます。そういった事情により、職員の事前公表は遅らせていただきたいと考えています。

また、3月には園の整備が完了する予定ですが、園舎の建設にあたっては、現在、世間的にはウッドショックと言われており、木材の調達が厳しい状況になっています。なお、もばら空と杜のこども園については、現時点で木材の確保はできている状態ではありますが、確実なことは言えませんが、3月頃には見学会等を実施したいと考えておりますので、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、今後、保護者の皆様にご案内をさせていただく予定です。

また、園舎の建設業者より、保護者を対象として建設途中での中間見学会のようなものを開催したい意向があるため、詳細が決定次第、ご案内させていただきたいと考えています。

(保護者)

ウッドショック等の理由により、万が一、園舎の完成が遅れてしまった場合は、4月1日からの保育はどのように対応されますか。

(法人)

万が一、そのような事態が起こった場合について、法人としては、仮設園舎で保育を行い対応させていただきたいと考えていますが、詳細については、茂原市と協議させていただきます。

(保護者)

裸足保育により上靴を履かないことや災害発生時に防災頭巾を被らないことについて、不安に感じています。詳細について、法人より説明をしていただいてもよろしいでしょうか。

(法人)

裸足保育を実施する一点目の理由として、0～5 歳児が混在した保育を行っていく中で、園で上履きを導入する場合、0～1 歳児については、まだ上履きを履くことができない年齢であり、合同で保育を実施した際に、上履きを履いていない園児の足を履いている園児が踏んでしまう可能性があるため、安全面に配慮した保育を行いたいという趣旨があります。

二点目の理由として、保育は、幼稚園や学校の教育とは違い、異年齢交流を行った際に、保育士と一緒に床に寝転がったり寝そべったりして遊ぶこともありますが、例えばトイレを歩いた上履きを履いて保育室で過ごすことは、衛生管理の観点から望ましくないと考えています。

三点目として、裸足保育には、足裏を刺激することによるリラックス効果があり、思考力や集中力の向上とが期待されるといったメリットがあります。また、土踏まずの形成に関して、裸足で過ごすことが重要であるといった論文等も発表されており、子どもの成長といった観点から、当法人では裸足保育を導入しています。

なお、衛生管理の観点から、法人としては園庭での裸足保育については、原則禁止としていますが、避難訓練等は裸足で実施しています。

(保護者)

例えば災害時にガラスが割れてしまい、床に散らばってしまった場合に裸足で歩くことは危険だと思います。また、防災頭巾についても、身を守るという観点から被る必要があると思いますので、不安に感じてしまいます。

本件に関して、知り合いの消防士に話を伺い、最近の建物は以前より頑丈に造られていると聞きましたが、私は東日本大震災の際、子どもと保育所におりまして、当時はあの大きさの地震でも、保育所のガラスは割れませんでした。園内は大変混乱してしまっていて、そういった色々なことを考えてしまい、どうしても不安が拭えないでいます。同様の不安を抱えている保護者も他におりますので、8 月の保護者説明会の際に、安心のできる回答をいただければありがたいです。

(法人)

もばら空と杜のこども園の園舎については、制震構造により揺れに大変強いことや、日本における標準的な建物と違い、建物内の全ての壁が壊れても建物が崩壊しない構造となり、例として、東日本大震災と同等の地震が3～4回程度繰り返されたとしても問題はない設計です。

また、以前の常識は現在の非常識であることが多く、保育園の避難訓練において、以前は火災が発生した際に、建物内に煙が充満しないように必ず窓を開けるよう指導がされていましたが、現在は逆に窓を閉めて避難するよう指導されています。

理由として、子どもの身長が 120 センチ程度の高さまで煙が下がってくるまでには一定の時間が掛かるため、早急に建物内の煙を外に逃がす必要はなく、その間に窓を閉めて建物の延焼を防ぎながら避難した方が、窓を開けて避難するよりも安全であるとのこと。

また、災害時には、園児の年齢によって、それぞれ適切な対応が必要であり、防災頭巾の使用の有無についても、それぞれのメリットとデメリットがあるため、詳細については8 月の保護者説明会で説明させていただきます。

(保護者)

資料 3 に記載されているアンケートの回収率については、園児数と世帯数のどちらを基準に算出したものになりますか。

(茂原市)

アンケートの回収率については、園児数を基準に算出しています。

(保護者)

カラー帽子について、年度途中で認定区分が変更となった場合には、クラスの変更に伴い、別の色のものを購入しますか。

(法人)

カラー帽子については、クラスごとに色を設定しており、1号認定と2号認定は合同のクラスになりますので、認定区分の変更後も引き続き同じものを使用していただきます。

(保護者)

旧本納保育所から移行した保護者から伺ったのですが、ほのおかこども園では、1号認定と2・3号認定で別に保育を行っているため、認定こども園になったことで、2・3号認定についても幼稚園で実施しているような保育も行ってもらえたりすると思っていました。が、従来と変わらなかったと話をされていました。

もばら空と杜のこども園の保育のについても、同様の対応になりますか。

(法人)

ほのおかこども園の開園後、1号認定と2・3号認定とで別の保育を実施することについて、メリットやデメリットを感じたことや、様々なご意見等も聞いていますので、それを踏まえて、もばら空と杜のこども園については、合同のクラスにより保育を実施させていただきます。

(保護者)

現時点で、ほのおかこども園の職員が数名、退職されたとのことですが、差支えなければ理由等について伺ってもよろしいでしょうか。

(法人)

ほのおかこども園を退職した職員については、一身上の都合というかたちで退職されているため、法人として詳細は伺っておりませんので、推測の範囲で回答させていただきます。

ほのおかこども園については、元々保育所と幼稚園とで異なる施設に勤務されていた方が一体となり保育を実施することとなりましたが、各々の保育の仕方や考え方に違いがあったことや、コロナ禍の影響もあり、職員同士で十分な協議等ができず、人間関係の形成にあたりコミュニケーション不足となってしまったことが原因と考えています。

ただ、新規で開園した施設については、園の保育が確立していない4月、5月は特に退職される職員が多いことも事実ですが、法人としては、園児に影響が出ないよう職員配置

等に最大限の配慮をして保育を実施していきます。

(保護者)

カラー帽子について、8月の保護者説明会の際に、クラスごとの色を公表していただくとともに、参考として現物を持ってきていただくことは可能ですか。

(法人)

8月の保護者説明会の際に、クラスごとのカラー帽子の色の公表をさせていただき、現物をお持ちいたしますので、ご確認いただければと思います。

(保護者)

ほのおかこども園におけるカラー帽子の色については、どのように設定されていますか。

(法人)

クラスごとに設定していますので、同年齢児でもクラスが別であれば、帽子の色は異なります。例として、5歳児クラスの園児については、濃い青色のクラスと薄い青色のクラスとで二色に分けています。

(保護者)

もばら空と杜のこども園に移行するか他園に転園するか判断するにあたって、8月の保護者説明会までに様々な疑問点を解消したいです。

例えば、カラー帽子の現物を確認して、すでに使用しているカラー帽子の色と似た色だった場合、移行後も引き続き使用が可能であるか等の個別相談をしていただきたいと思います。

また、送迎時にどれくらい時間が掛かるかを知りたいです。建物の構造や子どもの人数によって、送迎時の園の滞在時間も大きく変わり、それに応じて保護者は通勤時間を計算していますので、8月の保護者説明会の際に、園舎の設計図、クラス配置、登園時の子どもの受渡し場所、必要な支度等について資料を用意していただき、登園時に要する時間について、説明をしていただきたいと思います。

(法人)

園児の受渡しについて、系列園では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り、園内での滞在時間を少なくしていただくよう保護者をお願いしています。もばら空と杜のこども園についても、園児の受渡し場所は、玄関に近い保育室で行う想定をしています。

(保護者)

登園時の検温について、園が行うか保護者が行うかで保護者の滞在時間が変わってきますが、もばら空と杜のこども園では、どのようになる予定ですか。

(法人)

原則、登園前に園児の検温を行っていただきますが、園の玄関にサーモ式の検温器を設置する予定ですので、保護者の方が一緒に園児の検温をしていただきます。

(保護者)

災害時の保護者への引き渡し等のマニュアルについて、8月の保護者説明会までに用意していただくことは可能でしょうか。

(法人)

園の消防計画等と一体で作成する都合もあり、8月の保護者説明会で提示することは厳しいと考えます。申し訳ありません。

(保護者)

令和元年度に茂原市で発生した水害時について、旧五郷保育所に被害はありませんでしたが、周辺は冠水してしまいました。今後、より大きい水害が発生した場合は、園に被害が及ぶ危険があると考えられます。

災害時の避難場所については、地震であれば園庭で問題はないと思われませんが、水害の場合は、どのように想定されていますか。

(法人)

災害時の避難場所については、一般的に地震や火災の場合を想定していますが、水害時のについては、園舎内の避難で対応いたします。

なお、二次災害等が発生した場合を想定し、避難場所の設定については、近隣の学校等との協議を検討しています。

(保護者)

業者による写真撮影については、資料1の13、14ページに記載されている全ての行事が対象となりますか。

(法人)

基本的に全行事が対象となる予定ですが、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて実施内容は変更となる場合があります。

また、例年、保護者に参加いただいている行事についても、同様の理由により参加ができない場合も想定されますが、その場合は通常実施していない動画配信やDVDの販売等の対応をさせていただきます。

(保護者)

委託する業者については、昨年度10月に開催された三者協議会で「はいチーズ」を検討しているとお話がありましたが、現時点で検討している業者を伺います。

(法人)

引き続き「はいチーズ」を検討しています。

(保護者)

卒園式では、業者による写真撮影はありますか。

(法人)

卒園式では、業者による写真撮影を実施する予定です。

なお、撮影した写真については、卒園アルバムに掲載する予定ですが、卒園アルバムの作成にあたっては、3月31日までの園生活の内容を掲載させていただきますので、保護者にお渡しする時期は4月以降となる予定です。

(保護者)

卒業アルバムについて、8月の保護者説明会の際に、サンプル若しくは肖像権等の関係もありますので、もし可能であれば系列園で作成したものを参考としてお持ちいただくことはできますか。

(法人)

系列園での肖像権については、保護者に同意を得ていますので、お持ちすることは可能です。なお、閲覧のみとなりますので、スマートフォン等による写真撮影はできませんので、お願いいたします。

(保護者)

業者撮影による写真の販売価格について、可能であれば、「はいチーズ」のものを8月の保護者説明会の際に提示していただきたいです。

(法人)

写真の販売価格の提示について、可能であるか業者と協議いたします。

また、系列園で委託しているDVDの業者については、「はいチーズ」ではなく、実際にNHK等のテレビ撮影をしている業者に委託していますので、可能であれば併せて説明会の際に提示いたします。

(保護者)

DVDについても、サンプル等がありましたら、お持ちいただきたいです。

(法人)

対応いたします。

(保護者)

旧五郷保育所の園児について、令和4年度以降も代替保育先の園を継続利用が可能となる優遇措置を検討していただけないでしょうか。

(茂原市)

実際に代替保育を実施していますので、園の受け入れ枠はあります。また、旧五郷保育所の園児及び保護者については、五郷保育所、代替保育先の園、もばら空と杜のこども園と環境が何度も変わってしまい、大きな負担を掛けてしまっていることは市としても重々承知しておりますので、優遇措置については、今後検討していきたいと考えています。

(保護者)

旧五郷保育所の園児、保護者については、代替保育により、中の島保育所の園児、保護者とは負担の大きさが違います。

特に園児については、環境が変化する度に、新しい園舎、友達、職員に慣れないといけないため、とても大変だと思いますので、市には最大限の配慮をしていただき、優遇措置を講じていただきたいと思います。

8月の説明会までに優遇措置を設けることが可能かどうか回答をお願いいたします。

(茂原市)

代替保育先の継続利用にあたっての優遇措置について、8月の説明会までに回答ができるよう対応いたします。

(保護者)

ほのおかこども園の教育・保育計画について、8月の保護者説明会の際に資料を配布していただくことは可能ですか。

事前に市や法人のホームページを伺ったのですが、掲載されていなかったもので、対応をお願いいたします。

保育卒の園児についても教育を受けられることは、認定こども園の長所であると思いますので、その部分について詳しく説明いただけたら有難いです。

(法人)

教育・保育計画については、法人の方針により、系列園では例年5月上旬に作成しています。

理由としては、計画に基づくマニュアル的な教育・保育を行ってしまうと、子どもの成長に必要な自主性を育むことができないと考えているためです。

よって、各園では、園児のことを十分理解した上で、それぞれの園児に合った教育、保育が提供できるように計画を作成しており、園によって内容が異なっていることから、今後作成する、もばら空と杜のこども園の計画と、ほのおかこども園の計画とでは内容が異なるものになると思われますが、参考資料として、8月の保護者説明会の際に、今年度のほのおかこども園の計画を配布することは可能です。

(保護者)

認定変更については、手続き後にどの程度の期間で変更となりますか。

(法人)

原則、茂原市の方針に準拠して対応いたしますが、詳細については8月の保護者説明会でお知らせいたします。

4 その他

(茂原市)

もばら空と杜のこども園への移行に伴う引き継ぎ保育については、園長予定者である江澤先生が各公立施設に伺い、移行する園児の様子を確認することとなりましたので、お知らせいたします。

5 閉会

(茂原市)

以上をもちまして「令和3年度第1回もばら空と杜のこども園三者協議会」を閉会とさせていただきます。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

以上